

デイサービスセンター彩幸（総合事業）利用料金

<サービス利用料金>

※自己負担割合を 1 割で計算しております。自己負担割合が 1 割以外の方は下記利用料金とは、異なりますのでご注意ください。

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金をお支払い下さい。

I、基本利用料（1 月あたり）

1. 要介護度	事業対象者 又は、要支援 1 1,672 単位	要支援 2 3,428 単位
2. サービス提供体制強化加算 I	88 単位	176 単位
3. 介護職員処遇改善加算 I (1～2 の合計×0.059) ※端数四捨五入	104 単位	213 単位
4. 介護職員等特定処遇改善加算 I (1～2 の合計×0.012) ※端数四捨五入	21 単位	43 単位
小計	1,855 単位	3,860 単位
5. 単価 (10.14 円) ※端数切捨	19,113 円	39,140 円
6. 保険負担分 (5×0.9) 端数切捨	17,201 円	35,226 円
7. 個人負担分 (5－6)	1,912 円	3,914 円

II、同一建物に居住し、サービスを利用される方は、1 月につき事業対象者、要支援 1 の方は 376 単位、要支援 2 の方は 752 単位を減額します。ただし、傷病により一時的に送迎が必要になった場合は、この限りではありません。

※送迎費用、入浴代は基本料金に含まれています。

※月単位のお支払となる為、利用回数、利用時間等については、事業所とご契約者（ご利用者）様及びケアプランを作成される事業所との相談により決定します。

☆総合事業からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆新型コロナウイルス感染症への対応として、令和 3 年 4 月サービス提供分から令和 3 年 9 月サービス提供分までは所定単位数の千分の一に相当する単位数を算定させていただきます。

(2) 総合事業の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食事の提供（食事介護の費用は除く）

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

昼食代：1食628円（おやつ代込） 食事時間：午後12：00～

②通常の事業実施地域外への送迎

通常の事業対象実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として下記料金をいただきます。対象実施地域を越えた地点より片道10km未満100円、10kmを超え10又はその端数を増す度に100円増し

③レクリエーション

ご契約者の希望によりレクリエーションに参加していただくことができます。

利用料金：レクリエーションの内容により、材料費等の実費を徴収させていただきますことあります。この場合、事前に書面にてご説明いたします。

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。おむつ、日常生活品等は、極力ご契約者でご用意いただくことを基本としますが、事業所にて、ご用意させていただく場合、実費徴収させていただきます。

⑥総合事業の支給限度額を超える介護予防通所サービス

総合事業の給付支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

⑦サービス提供時間外サービス

サービス提供時間に該当しない下記の時間において、ご家族による送迎が可能な方には、2度目の利用以降、利用者の心身及び事業所の状況により受け入れを無料でいたします。但し、上記の時間帯については、厚生労働省の定める職員配

置基準を満たしておりません。

○サービス提供終了時間から午後 6 : 0 0 までの延長

⑧領収書の再発行

領収書の再発行を依頼する場合は 1 か月分につき 1 0 0 円ご負担いただきますので、紛失等のないよう大切に保管願います。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 カ月前までにご説明します。